

京都府文化財保存活用大綱の策定について（最終案）

令和2年1月
文化財保護課

1 策定の趣旨

- ◎ 改正文化財保護法に基づき、総合的な施策として文化財の保存・活用を推進するため、**府の目指すべき方向性、将来像及び基本的な方針と取組**を示す。
⇒ **市町村が保存活用地域計画を作成するための指針**になるもの

2 府の目指すべき方向性・将来像

- ◎ 府内各地の**文化財が地域に愛され、誇りとして適切に保護・継承**されていること。
⇒ **従来の文化財保存・活用施策を相互に関連、拡充させることで、多様な文化財が所在する京都ならではの、持続可能な文化財の保存・活用の仕組みを確立**させ、府と市町村が連携してこれを促進することを旨とする。

保存	① 暫定登録文化財の更なる推進	【拡充】
	② 市町村における適切な維持管理の支援	【拡充】
(連動)	◎ 活用の促進による文化財の保護体制の強化	【新規】
活用	① 地域や学校での普及啓発・発信	【拡充】
	② 適切な保存を担保とした観光・地域振興の促進	【拡充】

3 基本的な方針と取組

- ◎ **文化財の保存・活用のための基本的な方針（4つの柱）**

- ① 文化財の指定等による保護の促進
- ② 文化財の保護体制の強化
- ③ 文化財保護を支える技術等の継承
- ④ 文化財の地域的な保存・活用の促進

- **文化財の保存・活用を図るために府が講ずる措置**

- ① 調査・指定を進めた上で文化財所有者等の修理・管理・防災防犯対策を支援
※ 毀損への罰則規定の強化も実施
- ② 地域で文化財を守り伝える環境づくり、文化財を未来へつなぐ心の教育及び関係団体・関係部局との連携
- ③ 文化財建造物修理等や道具製作に係る技術の継承等を支援
- ④ 普及啓発を重点において、状況を的確に把握した上で活用方法を十分検討し、観光や地域振興を目的として文化財を地域的に保存・活用する取組を推進
- ⑤ 幅広い視野で関係分野と連携し、保存・活用を企画立案できる人材の育成
- ⑥ 府が所有・管理する文化財の修理・整備等の具体的な計画
〈建造物（府庁旧本館等）、美術工芸品（東寺百合文書等）、史跡名勝天然記念物（天橋立、嵐山等）〉

- **府の市町村への支援の方針**

- ① 修理・整備等の保存・活用に関する取組等への支援
- ② 保存活用地域計画作成等への支援
- ③ 広域連携への支援 〈日本遺産、もう一つの京都、世界文化遺産、ユネスコ無形文化財遺産、記念物〉

- **防災・災害発生時の対応**

- ① 建造物の構造強化や耐震対策、老朽箇所等の早期把握、多様な被害の想定
- ② 地元関係機関等との密な連携による地域と一体で文化財を守る体制の構築

4 スケジュール

R2. 2月議会 最終案報告
3月 教育委員会で議決

※文化財保護審議会：1月（予定）

京都府文化財保存活用大綱（最終案）

京都府教育委員会

京都府文化財保存活用大綱 目次

第1章 策定の趣旨	1～5頁
1 大綱策定の背景	
2 目的	
第2章 京都府の文化財の概要	6～18頁
1 京都府の特色	
2 京都府の文化財の保護の仕組み	
3 府内各地域の文化財の特色	
第3章 京都府の文化財を取り巻く現状と課題	19～25頁
1 文化財の指定等による保護と継承	
2 文化財の維持管理・保存継承の現状	
3 文化財保護を支える技術の継承	
4 文化財の活用資源としての期待の高まりと不安	
5 近年の文化財の防火・防災意識の高まり	
第4章 「地域計画」策定の際に指針とすべき事項	26～30頁
1 目指すべき将来像	
2 文化財の保存・活用のための基本的な方針	
第5章 文化財の保存・活用を図るために府が講ずる措置	31～44頁
1 文化財の指定等による保護の促進	
2 文化財の保護体制の強化	
3 文化財保護を支える技術等の継承	
4 文化財の地域的な保存・活用の促進	
5 府内の市町村や博物館等における専門的人材の確保・育成	
6 京都府が所有・管理する文化財の修理・整備等の具体的な計画	
第6章 府の市町村への支援の方針	45～51頁
1 市町村が実施する文化財保護行政への支援	
2 市町村の文化財保存活用地域計画（「地域計画」）への支援	
3 広域連携に対する市町村の取り組みへの支援	

第7章 防災・災害発生時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・52～58頁

- 1 近年の状況
- 2 文化財防災の方針、枠組み
- 3 京都府文化財災害予防計画
- 4 市町村の地域防災計画
- 5 文化財所有者のための防災対策マニュアル
- 6 災害発生時の対応
- 7 広域行政としての対応、支援
- 8 今後の対策

第8章 文化財の保存・活用の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・59～63頁

- 1 推進体制一覧
- 2 今後の体制整備の方針
- 3 府関係部局の施策と連携
- 4 文化財保護行政上の市町村文化財部局の位置づけ

添付資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・64～82頁

- 別添資料1 用語解説・参考
- 別添資料2 京都府の文化財各分野の現状と課題
- 別添資料3 国宝・重要文化財市町村別件数一覧
- 別添資料4 重要無形文化財・民俗文化財等市町村別件数一覧
- 別添資料5 (特別)史跡名勝天然記念物市町村別件数一覧
- 別添資料6 京都府指定・登録文化財市町村別件数一覧
- 別添資料7 京都府暫定登録文化財市町村別件数一覧
- 別添資料8 市町村指定文化財件数一覧

第1章 策定の趣旨

1 大綱策定の背景

(はじめに)

京都府において、文化財は、その歴史、文化または自然を理解し、地域の特性を考えるために欠くことのできないものです。また、現在及び将来にわたり府民の生活、文化の向上発展の基礎をなすものです。

先人の知恵と努力によって守り伝えられてきた文化財は、明治時代になると国や地方公共団体が法のもとに保護を図るようになりました。古社寺保存法（明治30年公布）から始まり、史蹟名勝天然記念物保存法（大正8年公布）の施行、さらに国宝保存法（昭和4年公布）が定められるなど、保護の対象も社寺の所有するものからそれら以外のものまで、時代を経て範囲が広がってきました。

文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）により、今日の保護行政の根幹となる法体系が確立されました。質・量ともに豊富な文化財が所在する京都府は、文化財の所有者をはじめとする多くの方々の努力により、その保護、継承が進められてきた結果、今日の文化財保護行政において、一貫してわが国を代表する存在であったといえます。

(京都府文化財保護条例について)

昭和54年京都府文化財保護審議会の「京都府における文化財保護の制度化をはかる上で考慮すべき事項について」（答申）では、「地域の文化財を再評価し、京都府の文化財の特性を地域住民の生活環境に確固として位置づけ、地域の歴史的景観を含めて、文化財所有者、住民等との合意のもとに、関係行政機関との連携を密にして、文化財保護を図るよう定めるべき」と文化財保護の制度化に係る基本的な考え方が示されています。また、府内に所在する文化財の特徴としては、その中央性、地域性、国際性が挙げられています。

これは、京都府文化財保護条例（昭和56年京都府条例第27号。以下「条例」という。）に反映され、府における文化財の保存と活用の基本的な方針となりました。なお、条例制定に当たっては、府と京都市が協調して準備が進められ、同年には京都市においても京都市文化財保護条例が制定されました。

また、平成17年の法改正を契機として、府においても文化財の体系に文化的景観という新たな類型が加わりました（平成19年条例改正）。さらに近年、新たに暫定登録文化財制度を創設し（平成29年条例改正）、これまで守り伝えられてきた文化財を後世に伝える施策に取り組んでいます。

(文化財保存活用大綱について)

国の文化審議会の「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について」(平成29年12月答申)では、過疎化・少子高齢化を背景として、これまで価値づけが明確でなかった未指定文化財を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが重要、と示されています。

平成30年6月に文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成30年法律第42号)が公布され、地域における文化財の総合的な保存・活用の促進、個々の文化財の確実な継承へ向けた保存活用制度の見直し、地方における文化財保護行政に係る制度の変更、罰則の強化などの事項が新たに加われました。

法183条の2では、「都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱を定めることができる」とされ、また法183条の3では、「市町村の教育委員会(地方文化財保護審議会を置くものに限る。)は、文部科学省令で定めるところにより、単独で又は共同して、文化財保存活用大綱が定められているときは当該文化財保存活用大綱を勘案して、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる」とされています。

なお、この法改正にかかる衆参両院の附帯決議では、国及び地方公共団体は、保存と活用の均衡に留意すること、文化財に関する専門的知見を有する専門人材の育成と配置に積極的に取り組むこと、文化財継承のための十分な支援を行うことが決議されています。

また、具体的な記載事項を示した、「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」では、本大綱は「都道府県における文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化するものであり、当該都道府県内において各種の取組を進めていく上で共通の基盤となるもの」で、「都道府県」が「定める」とされています。また、「地域計画」については、「大綱を勘案しつつ、各市町村において取り組んでいく目標や取組の具体的な内容を記載した、当該市町村における文化財の保存・活用に関する基本的なアクション・プランである」とされています。

京都府文化財保存活用大綱の策定の背景にかかる法・条例等の主な経過

年(西暦)	できごと
明治 30 年(1897)	古社寺保存法制定 国宝・重要文化財保存修理事業を京都府が受託
大正 6 年(1917)	京都府史蹟勝地調査会を京都府が組織
大正 8 年(1919)	史蹟名勝天然紀念物保存法制定
昭和 4 年(1929)	国宝保存法制定
昭和 16 年(1941)	京都府寺院重宝調査に着手 (* 1)
昭和 25 年(1950)	文化財保護法制定
昭和 37 年(1962)	京都府社寺等文化資料保全補助金の制度を創設 『京都府遺跡目録』を刊行
昭和 51 年(1976)	京都府文化財保護審議会条例を制定
昭和 54 年(1979)	京都府文化財保護審議会「京都府における文化財保護の制度化をはかる上で考慮すべき事項について」(答申)
昭和 56 年(1981)	京都府文化財保護条例制定 (* 2)
平成 19 年(2007)	京都府選定の文化的景観を新たな類型として追加 (条例改正) (* 3)
平成 20 年(2008)	「文化財を守り伝える京都府基金」の制度創設 (* 4)
平成 25 年(2013)	京都府指定・登録文化財の指定・登録基準、京都府指定無形文化財保持者及び保持団体認定基準を改訂 (* 5) 京都府暫定登録文化財制度の創設 (条例改正)
平成 29 年 3 月 (2017) 12 月	国の文化審議会「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について」(答申)
平成 30 年 6 月 (2018)	文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律 (文化財保護法改正にかかる衆参両院の附帯決議)
平成 31 年 3 月 (2019)	文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針通知(30 文庁第 1123 号文化庁次長通知)
4 月	文化財保護法 (改正) 施行

* 1 京都府寺院重宝調査に着手

京都府においては、明治以降、府内に所在する様々な文化財の調査を積極的に行ってきました。このうち、初代の文化財保護課長となる府の技官（後の京都大学教授）であった赤松俊秀氏を中心とした社寺の宝物の悉皆調査は、多くの新発見を伴う画期的な調査となりました。

* 2 京都府文化財保護条例の制定

法の類型にはなく、京都府独自のものとして、「指定文化財以外の文化財の登録（登録文

化財)」と「府指定有形文化財等と合わせてその周辺の環境保全を図る制度（環境保全地区の決定）」を設けました。

*3 京都府選定の文化的景観を新たな類型として追加

H17 法改正により、国選定重要文化的景観の制度が設けられたことに伴い、京都府においても、景観法及び京都府景観条例に基づく施策と連携しつつ、京都府独自の文化的景観保護施策を展開していくこととなりました。

*4 「文化財を守り伝える京都府基金」の制度創設

京都を愛する人々から広く寄付金を募り、これを活用することにより、後世に残すべき京都の貴重な財産である文化財を守り伝えるため設けています。府内の数多くの貴重な文化財を地震・火災等から守り、保存・修理することで、未来に良好な状態で伝えていくため、歴史的建造物、美術工芸品などの有形文化財の保存、修理のための事業、地震・火災等から有形文化財を守るための事業、文化財保護のこころを育む事業など、ふるさと納税による寄付金を、さまざまな事業に役立てています。

*5 京都府指定文化財の指定及び京都府登録文化財の登録の基準と京都府指定無形文化財及び京都府登録無形文化財保持者及び保存団体の認定の基準を改定

無形の文化的所産にかかる技能の指定基準及び保持者・保持団体の認定の基準を追加しました。その後、「京料理・会席料理」を府の無形文化財に指定し、保持者を認定しました。

2 目 的

府教育委員会では、前項で記した背景等を踏まえ、広い見地から文化財の保存と活用の基本的な方向性等を定め、これを明確にすることで、府内における適切な文化財の保存と活用が一層推進されることを目的に「京都府文化財保存活用大綱」（以下「本大綱」という。）を策定することとしました。

本大綱は、平成31年3月の国の指針「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」※に基づくものであり、府教育委員会が文化財の保存と活用のための各種の取組を進めていく上での基盤となるものです。 ※（以下「国の指針」という。）

このため、本大綱には、市町村が策定する「地域計画」作成に際しての指針を示すことと、府教育委員会が府内の文化財の保存・活用を図るために講ずる措置を示すこと、の二つの役割を持たせました。

京都府は南北に長く、地域ごとに独自の文化が育まれてきました。それは府内各地で守り伝えられてきた多様な文化財にも反映されています。また一方で、個々の文化財が置かれている状況は様々で、それぞれに異なった課題が生じています。このため、本大綱では、府内に所在する文化財を一律に捉えるのではなく、分野ごと

に、地域的な特色にも配慮して、現状と課題を把握することに重点をおきました。

府内の文化財が、将来にわたって適切に保存・活用されるためには、こうした現状と課題を踏まえて、本大綱と、府内市町村によって、きめ細かな視点から作成される「地域計画」とが、同一の方針により作成され、府と市町村がともに共通した方向性の取組を進めることが大切です。府教育委員会では、今回の大綱によって、府内市町村により、本大綱を指針として「地域計画」を作成されること、そして本大綱に記した「府が講ずる措置」と連携を図る中で取組が進められ、府内の文化財の適切な保存・活用が一層促進されることを目指すこととしています。

第2章 京都府の文化財の概要

本章では、京都府の地理的な特色、歴史的な経過を概観するとともに、府内に所在する文化財について、国・府が設定する文化財の種類や、府内各地域の特徴を、地域の文化財の事例や、指定等の状況を通じて概観します。

1 京都府の特色

(1) 地理区分

京都府の面積は 4,613.21 km²。地形は南北に長く、北東から南西が約 50km、北西の京丹後市久美浜町から南東の南山城村まで約 150km になります。

府域は、その地形的特色から北部、中部、南部に分かれます。北部は、日本海に面する地域で、丹後半島には砂丘や砂州がみられ、天橋立等の風景美を形成しています。また、日本海沿岸の貴重な地質や地形は山陰海岸ジオパークとして認定されています。一方、舞鶴湾にはリアス式海岸が発達しています。

中部は、丹波山地（高地）と呼ばれる山地帯が多くを占め、これを分水嶺（南丹市日吉町胡麻）として北へ由良川、南へ桂川が流れ、由良川流域を中丹、桂川流域を南丹と称しています。河川沿いに幾つかの盆地が形成され、由良川流域には綾部盆地、福知山盆地が、桂川流域には園部盆地や亀岡盆地が見られます。

南部は、京都市を中心とする京都盆地とその南側に細長く続く木津川流域部の山城盆地からなります。先の丹波山地から流れ出た桂川（大堰川）をはじめ、鴨川、木津川、宇治川等の主要河川は現在、天王山と男山丘陵の間で合流し、大阪方面へ流れていますが、かつては両盆地の境に巨椋池があり、ここで合流していました。

これらの地域は、それぞれが異なった特色のある風土を持っています。そしてそれは、旧石器時代以降、近代、現在におよぶ重層的な歴史に加え、地理と自然、生活と民俗等に関わる多彩・多様な文化に特徴づけられます。さらに、京都府は地理的にも、歴史的にも、様々な地域の文化が行き交う開かれた地で、日本全国のみならず海外の文物も積極的に導入されてきました。それらがもつ地域性や国際性は、現在も府内各地域の文化に影響をあたえつつ、その特色を形づくっています。

(2) 行政区分

京都府の成立

京都府は慶応4年（1868）、京都裁判所が改称されて成立しました。当初の所

管は、京都市中（上京・下京域）及び山城8郡（葛野、愛宕、紀伊、乙訓、綴喜、相楽、宇治、久世）でしたが、明治4年（1871）11月には丹波3郡（船井、何鹿、桑田）が加わり、明治9年（1876）の全国的な統廃合により、丹波・丹後の6郡（天田、加佐、与謝、中、竹野、熊野）が編入され現在の府域が確定することとなりました。

広域行政単位

京都府教育委員会は、昭和23年11月に発足し、旧郡域を基礎とした広域の行政区域として11の地方事務所（乙訓、宇治、綴喜、相楽、船井、北桑田、南桑田、天田、何鹿、与謝、奥丹後）を設置し、管轄地域ごとに業務が行われてきました。その後、何度か改正が行われ、現在、京都市以外の14市10町1村について、丹後、中丹、南丹、乙訓、山城の5つに区分して教育局を設置し、必要な業務を行っています。

京都府内における旧郡名と広域行政区域

国名	古代	中世	近世	近代		現在	広域振興局	教育局	【参考】 京都府文化力による未来づくり基本計画
				明治9年 豊岡県分割	明治12年(1879) 3月 郡区町村編成法 施行				
丹後国	熊野	同	熊野	京都府	熊野	京丹後市	【丹後広域振興局】 宮津市・京丹後市・伊根町・与謝野町	【丹後教育局】 宮津市・京丹後市・伊根町・与謝野町	【海の京都エリア】 「北部地域」 綾部市、福知山市、舞鶴市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町
	竹野	同	竹野		竹野	京丹後市			
	丹波	同・中	中		中	京丹後市			
	与謝	同・与佐	与佐		与謝	宮津市、伊根町、与謝野町			
	加佐	同・賀佐	加佐		加佐	福知山市、舞鶴市、宮津市			
	天田	同	天田		天田	福知山市、与謝野町			
丹波国	何鹿	同	何鹿	綾部市、福知山市	【中丹広域振興局】 綾部市・福知山市・舞鶴市	【中丹教育局】 綾部市・福知山市・舞鶴市	【森の京都エリア】 「中部地域」 福知山市、綾部市、亀岡市、南丹市、京丹波町、京都市右京区京北		
	桑田	同	桑田	南桑田				亀岡市	
	船井	同	船井	北桑田				京都市、南丹市	
				船井				亀岡市、南丹市、京丹波町	
山城国	葛野	同	葛野	葛野	京都市	(京都市)	(京都市)	【竹の里・乙訓エリア】 「乙訓地域」 向日市、長岡京市、大山崎町	
		「平安京」→「京」		上京区・下京区					
	愛宕	同	愛宕	愛宕	京都市				
	紀伊	同	紀伊	紀伊	京都市				
	乙訓	同	乙訓	乙訓	京都市、向日市、長岡京市、大山崎町				
	宇治	同	宇治	宇治	京都市、宇治市				
	久世	同	久世	久世	京都市、宇治市、城陽市、久御山町				
	綴喜	同	綴喜	綴喜	京都市、城陽市、八幡市、京田辺市、井手町、宇治田原町				
相楽	同	相楽	相楽	木津川市、精華町、笠置町、和束町、南山城村					
備考	延喜式 中世古書 など	元禄郷帳	明治元年 京都府発足	* 郡制施行 京都府明治32年(1899)～大正12年(1923)廃止 * 府県地方事務所設置(内務省告示)昭和15年		教育委員会基本規則 ●昭和23年11月 地方事務所の設置(乙訓、宇治、綴喜、相楽、南桑田、北桑田、船井、何鹿、天田、与謝、奥丹後) ●昭和26年11月改正 地方事務所の設置改正(山城、南丹、北桑田、中丹、与謝、奥丹後)			

2 京都府の文化財の保護の仕組み

(1) 類型

文化財は建造物、美術工芸品など有形のもの、芸能や工芸技術など無形のもの、

遺跡、名勝地など土地に関わるもの等その範囲は広範にわたっています。法では、文化財を「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」、「文化的景観」及び「伝統的建造物群保存地区」と区分し、以下のとおり定義しています。

有形文化財 (建造物、美術工芸品)	建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料
無形文化財	演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で、我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの。無形の「わざ」そのものが常にその表現者を通じて表現される特性をもつ
民俗文化財 (無形民俗文化財 有形民俗文化財)	衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの
記念物 (史跡、名勝、天然記念物)	【史跡】貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの 【名勝】庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの 【天然記念物】動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で我が国にとって学術上価値の高いもの
文化的景観	地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの。「生活又は生業」と「景勝地」が有機的に関連し調和してこそ、その本質的価値が維持・継承される
伝統的建造物群保存地区	周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの

さらに、法では上記の6類型に加えて、保護すべき対象として以下を定義しています。

埋蔵文化財	土地に埋蔵されている文化財
文化財の保存技術	文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるもの 〈主な対象〉有形文化財等の修理、復旧、復元、模写、模造等の技能・技術、有形文化財等の修理に要する材料の生産、製造、用具の製作等の技術・技能、無形文化財・無形民俗文化財の芸能、工芸技術、民俗芸能に用いられる用具の製作・修理及び材料の生産、製造等の技術

条例では、上記文化財に加え、府指定有形文化財等の環境保全を定めています。

文化財環境保全地区	京都府で指定・登録した有形文化財又は記念物の保存のため必要があると認めるときに決定できる地区
-----------	--

環境保全地区の制度は、府指定・登録の有形文化財及び記念物について、その周囲のすぐれた環境と一体をなして形成しているものとして、その保護の範囲を広げるものです。具体的には、指定・登録文化財のある社寺境内地とその周辺環境を保護する役割を果たしています。

(2) 文化財の区分

長い歴史の中で様々な形で生まれ、伝えられた文化財は、国民共有の財産として、後世へ確実に伝えるため、法律や条例に基づいて、国や都道府県、市町村などによって保護されています。中でも価値の高い文化財は、国宝や重要文化財等は国が、都道府県や市町村の指定文化財は、自治体がそれぞれ指定しています。

(指定文化財：国・府・市町村)

法または各自治体の文化財保護条例に基づき指定する文化財です。指定するにあたり、あらかじめ有識者からなる文化財保護審議会に諮問し、答申を得ることとしています。なお、文化財の現状を変更する場合は、所管する機関の許可を得る必要があります。

(登録文化財：国・府・市町村)

登録文化財の制度は、地域の文化財をできる限り広く保護するものです。また、国指定文化財に比べて、規制も緩やかです。例えば、文化財の現状を変更する場合、許可制ではなく、届出制となっています。さらに、市町村で指定された文化財を京都府